

公募要領より抜粋

令和2年度「読書バリアフリーに向けた図書館サービス研修」

1. 事業の趣旨

平成30年4月の第196回通常国会において、マラケシュ条約（視覚障害者や判読に障害のある者の著作物の利用を促進するための条約）の批准が承認されるとともに著作権法が改正され、図書館等における視覚障害者等のための録音図書を許諾なく作成できる範囲が広がり、同条約は平成31年1月1日に我が国について効力が発生した。

これを受け、令和元年6月の第198回通常国会において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が可決・成立し、本法の趣旨を踏まえた、視覚障害者等の図書館利用に係るサービスを提供する体制の整備を行う。

2. 事業の内容

司書、司書補、職員、ボランティア及び図書館協力者（以下「司書等」という）が障害者サービスの内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器（拡大読書器、DAISY再生機など）の使用方法に習熟するための研修、また、障害当事者でピアサポートができる司書等の育成や環境の整備のための研修を実施する。

研修の企画、講師の依頼、受講者のとりまとめ、研修の実施等の研修の運営に係る諸事務を行う。詳細は運用指針を参照すること。